

上田圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出します

令和2年8月28日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 趣旨

県内での感染者の急増が続いています。県内の直近1週間（8月21日～8月27日）の新規感染者は56人となり、人口10万人当たりでは2.74人と2.5人を超えました。これは、長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルにおける全県又は一部圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当します。

ただし、圏域ごとの感染状況に差があるため、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状況と認められる圏域として、直近1週間で33人の新規感染者（人口10万人当たり17.18人）が発生した上田圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出します。

県としては、次のとおり対策をさらに強化し、感染拡大防止を図ってまいります。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

2 上田圏域における県の対策強化について

上田圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。上田圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくとともに、別紙「感染拡大防止のお願い」を遵守して行動してください。

- ① クラスター対策のさらなる徹底を行います
- ② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等※の利用を控えるよう要請します ※別表のとおり
- ③ 市町村等と連携し一定の地域を対象としたPCR等検査を実施します
- ④ 市町村が商店会等へ行う取組の支援を検討します
- ⑤ 療養者の増加を踏まえ宿泊療養施設の一部について運用を開始します
- ⑥ 保健所の体制を強化します

① クラスター対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施するとともに、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を派遣して重点的に対応します。

② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等の利用を控えるよう要請します（特措法第24条第9項）

接待を伴う飲食店等において多数の感染者が発生しています。

事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、「新型コロナ対策推進宣言」を行い、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

また、接待を伴う飲食店等を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策がとられているか、「新型コロナ対策推進宣言」を行っているかなどを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、上田圏域にお住まいの方や訪問される方に要請します。

③ 市町村等と連携し一定の地域を対象としたPCR等検査を実施します

市町村等と連携し、クラスターが発生するなどしている地域の居住者、勤務者等のうち、希望する方に対してPCR等検査を集中的に行います。

④ 市町村が商店会等へ行う取組の支援を検討します

クラスターの発生等によって感染が拡大し、影響を受けた商店会等が、さらなる感染拡大を防ぐとともに、経済活動の早期の再開を図るために行う感染拡大防止策等の取組を支援する市町村に対し、県として支援を検討します。

⑤ 療養者の増加を踏まえ宿泊療養施設の一部について運用を開始します

療養者の増加を踏まえ医療機関の負担軽減を図るため、東信地域で宿泊療養施設の運用を開始することとし、住民・事業者の皆様々に安心していただける医療提供体制の整備を行います。

⑥ 保健所の体制を強化します

感染が拡大している上田圏域に、他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化し、多数の症例においても積極的疫学調査を継続できる体制を整備します。

上田圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、自らを感染から守り、また自らが感染源となって感染を拡大させることがないように慎重な行動をお願いするとともに、県が強化する対策の実施にご協力いただくようお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

接待を伴う飲食店等

種類	施設	要請内容
接待を伴う 飲食店等※1	キャバレー	感染拡大予防ガイドラインを遵守して いない接待を伴う飲食店等の利用を控 えるよう要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等に
あたるもの

※2 接待を伴うものに限る

感染拡大防止のお願い

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
 - ・また、県外からの帰省についてはご家族と相談して慎重に検討してください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
 - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
 - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします
 - ・「新型コロナ対策推進宣言」を行うよう努めてください
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外と往来するに当たっては、基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。

また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、往来自体の必要性を改めて検討するとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、県内においても感染者が増加している地域がありますので、県内の移動に当たっても、慎重な行動を心掛けてください。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いいたします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いいたします。

また、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）を講じてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。